

新潟大学における研究費等の不正使用に関する取扱規程

〔平成19年4月13日〕
規程第45号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学（以下「本学」という。）における「新潟大学の研究費等の管理・運営に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、研究費等の不正使用事案が生じた場合等の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不正使用 法令その他本学の規則等に反する研究費等の使用をいう。ただし、悪意のない誤りによる場合を除く。
- (2) 競争的研究資金 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）の別紙に掲げる研究資金をいう。
- (3) 部局 新潟大学学則（平成16年学則第1号）第4条から第18条までに規定する組織並びに新潟大学大学院学則（平成16年大学院学則第1号）第5条及び第8条に規定する組織並びに事務局及び事務局以外の事務部

(不正使用の疑いの告発)

第3条 教職員に研究費等の不正使用が存在すると思料する者（以下「告発者」という。）は、本学に設置される窓口で告発を行うことができる。

2 不正使用告発に係る手続きについては、別に定める。

(不正使用に関する告発窓口)

第4条 学長は、研究費等の不正使用に関する告発を受け付ける窓口を、総務部総務課とし、これを公表するものとする。

2 前項の窓口は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究費等の不正使用に係る告発の受付
- (2) 前号により受け付けた研究費等の不正使用事案の第6条に規定する審査委員会への連絡

(告発の方法)

第5条 前条に規定する窓口への告発は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は面会の方法により、実名で行うものとする。

(審査委員会)

第6条 学長は、研究費等の不正使用事案に対処するため、研究費等の不正使用審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる事項を審査し、及びその処理に当たる。

(1) 告発があった事案の調査、審査及び認定に関すること。

(2) 内部監査等において研究費等の不正使用が判明した事案の調査、審査及び認定に関すること。

3 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事3人

(2) 各学系長

(3) 研究支援部長

(4) 財務部長

(5) その他学長が必要と認めた者 若干人

4 前項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

6 審査委員会に委員長を置き、第3項第1号に規定する委員のうち、学長が指名する者をもって充てる。

7 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

8 審査委員会は、委員の総数の3分の2以上の出席により成立する。

9 審査委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。

10 委員長が必要と認めたときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

11 その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

(予備調査)

第7条 審査委員会委員長は、第6条第2項に規定する告発等の事案があった場合は、財務部長に予備調査を実施させるものとする。

2 予備調査の実施事項等については、別に定める。

3 財務部長は、第1項による予備調査の実施が決定された日から、原則として30日以内に、予備調査の結果を審査委員会委員長に報告するものとする。

4 審査委員会委員長は、前項の報告を受けたときは、次に掲げるいずれかの手続きを行うものとする。

(1) 予備調査の結果において、研究費等の不正使用が存在する可能性が高いと判定された場合は、速やかに審査委員会を開催するものとする。

(2) 予備調査の結果において、研究費等の不正使用が存在しないと判定された場

合は、告発者に対し、予備調査の結果を通知する。

5 審査委員会委員長は、予備調査の結果において、研究費等の不正使用が存在しないと報告され、かつ、当該不正使用告発が告発者の悪意に基づくものと判明した場合は、次に掲げるいずれかの手続きを行うものとする。

(1) 告発者が本学の教職員又は学生である場合は、告発者が所属する部局の長（事務局及び事務局以外の事務部にあつては当該事務部の長をいう。以下同じ）に経緯等を通知する。

(2) 告発者が前号に掲げる者以外である場合は、学長に報告するものとする。

（本調査実施の決定）

第8条 審査委員会委員長は、前条第4項第1号に基づき開催する審査委員会において、本調査の実施を決定し、当該事案に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会委員長は、対象となる研究費等の不正使用が、競争的研究資金に係るものである場合には、当該競争的研究資金配分機関に本調査の実施を通知するものとする。

3 審査委員会委員長は、告発者及び被告発者（内部監査等において研究費等の不正使用が判明した場合の調査の対象となる者を含む。以下同じ。）並びに被告発者所属部局長に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 本調査実施の決定の事実

(2) 調査委員会委員の氏名・所属

(3) 異議申立ての受付期間・方法

（調査委員会）

第9条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 審査委員会委員長が指名する理事

(2) 当該事案に関連する業務を行う事務局の職員 若干人

(3) 被告発者が所属する部局の教職員 若干人

2 調査委員会委員の選考は、審査委員会が行う。

3 調査委員会に委員長を置き、第1項第1号に規定する者をもって充てる。

4 調査委員会委員の任期は、当該事案について審査委員会の審査が終了するまでの期間とする。

（異議申立て）

第10条 第8条第3項の通知を受けた告発者及び被告発者は、調査委員会委員の構成について異議があるときは、審査委員会委員長に異議申立てをすることができる。

2 審査委員会委員長は、異議申立てがあつた場合は、審査委員会において、その

内容の妥当性を審査し、その結果により、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。

3 審査委員会委員長は、前項により委員を交代させたときは、告発者及び被告発者並びに被告発者所属部局長に通知するものとする。

(本調査の実施)

第11条 調査委員会は、次に掲げる調査を行う。

(1) 被告発者及びその関係者（以下「調査対象者」という。）からの聴取り調査

(2) 関係資料、会計伝票等の閲覧調査

(3) その他調査することが合理的と判断される事項

2 調査委員会は、前項の調査を可能な限り事前に調査対象者に通知するものとする。

3 調査対象者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。

4 調査委員会は、調査に当たって関係資料等の隠滅が行われるおそれがある場合には、調査対象者の研究室等において、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は証拠となるような資料等を保全する措置を取ることができる。

5 調査委員会委員長は、前項の措置を取る場合には、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に審査委員会委員長及び当該部局の長の承認を得なければならない。

6 調査委員会は、第4項により一時閉鎖した場所の調査及び保全された資料等の調査を行う場合には、調査対象者が所属する部局の長が指名する者2人を立ち会わせるものとする。

(調査委員会の判定)

第12条 調査委員会は、本調査の開始から、原則として60日以内に調査結果をまとめ、研究費等の不正使用の存在の有無について判定するものとする。

2 前項の判定において、研究費等の不正使用が存在すると判定したときは、研究費等の不正使用に関与した者とその関与の度合いについても判定するものとする。

3 第1項の判定において、研究費等の不正使用が存在しないと判定したときは、その告発が悪意に基づくものであるか否かについても判定するものとする。

4 前項の告発が悪意に基づくものであるとの判定をするためには、判定の前に告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項から第3項までの判定を終了したときは、直ちに全ての調査結果を関係資料を添えて審査委員会に報告するものとする。

(審査委員会の審査及び報告又は通知)

第13条 審査委員会は、前条の報告に基づき審査し、研究費等の不正使用の存在の有無等について認定し、審査委員会委員長は、その結果を学長に報告するもの

とする。

2 審査委員会委員長は、前項の結果を、次に掲げる者に通知するものとする。

(1) 被告発者

(2) 被告発者以外で研究費等の不正使用に関与したと認定された者

(3) 前2号の者が所属する部局の長

(4) 告発者

(不服申立て)

第14条 研究費等の不正使用と認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、調査結果の通知を受理した日から起算して30日以内に、審査委員会に対して不服申立てをすることができる。

2 前項にかかわらず、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性にかかわるものである場合には、審査委員会の判断により、調査委員会に代えて、他のものに審査させることができる。

4 調査委員会又は前項ただし書きの調査委員会に代わるものは、不服申立ての趣旨、理由等を検討し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。

5 審査委員会委員長は、前項の決定の報告を受けて関係者に通知するものとする。
(審査結果の通知)

第15条 学長は、前条による不服申立期間が終了した後又は不服申立てによる審査が終了し研究費等の不正使用が行われたとの認定があった場合で、対象となる研究費等の不正使用が、競争的研究資金の執行にかかわるものである場合は、当該競争的研究資金配分機関に通知を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 審査委員会及び調査委員会の委員並びに調査に関係する者（以下「調査関係者」という。）は、この規程に基づく調査及び審査により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(関係者の保護等)

第17条 学長は、告発者及び調査関係者が研究費等の不正使用告発や情報提供等を理由とする不利益を受けないよう十分な配慮を行うものとする。

第18条 学長は、被告発者に研究費等の不正使用が存在しないとの認定があった場合は、被告発者の教育研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(事務)

第19条 審査委員会及び調査委員会の事務は、財務部において処理する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、研究費等の不正使用が生じた場合等に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月13日から施行する。
- 2 この規程の制定後最初に選出される第6条第3項第5号に定める委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。